

令和3年第1回定例会 文教厚生委員会 所管事務調査経過報告書

説明の概要

住居確保給付金、埼玉県社会福祉協議会で実施している緊急小口資金及び総合支援資金の貸付金について、前年度と本年度の1月末現在の件数を比較すると、新型コロナウイルス感染症の影響により、いずれも件数が増加している。

緊急小口資金と総合支援資金の件数には開きがあるが、緊急小口資金を優先して貸付けを行うことが推奨されていることから、緊急小口資金の件数が多い状況にある。

令和3年1月末現在の近隣市、ダイア5市の比較では、住居確保給付金の件数は、所沢市、入間市、狭山市、飯能市、日高市の順に多く、世帯数に占める住居確保給付金の件数の割合は、狭山市と所沢市は約0.2%、入間市が約0.3%で最も高く、飯能市と日高市は0.1%未満という状況にある。

狭山市の住居確保給付金、令和2年度1月末現在の132件の内訳を職業別、年代別、男女別に分けると、住居確保給付金を申請した時点での職業別の割合では、工場勤務、飲食店勤務、建設土木関係勤務がいずれも10%前後を示す割合であり、配送業務、警備関係、タクシードライバー、事務職が5%前後となっている。年代別の割合では、申請者の多くが30代と40代で、20%を超えている状況にあり、続いて50代と60代で18%を占めている。性別の割合では、男性が約70%、女性が約30%である。

生活保護の現状として、まず、相談・申請件数については、本年1月の相談件数が56件と非常に増えている。世帯類型別生活保護受給世帯割合については、令和2年度では、12月末現在の数値であるが、令和元年度と大きな差異はなく、埼玉県も同様の傾向にある。

保護開始の状況（理由別）では、令和2年度は、9月末現在の数値で、狭山市の保護開始の状況は、特に年金・仕送り等の減少が48.8%と非常に高い割合を示しており、年金の受給資格が不足している方が多く、年金・仕送り等の減少が大きな数値として表れている。

保護廃止の状況（理由別）では、令和2年度の9月末現在の狭山市の数値は、最も多い廃止の理由では死亡・失踪等が42.9%、続いて、転出・引取り扶養・施設入所等が21.4%、稼働収入の増加・取得が14.3%、年金・仕送り等の増加が5.3%になっている。埼玉県は、死亡・失踪が49.3%であり、県全体としては高いが、狭山市の死亡・失踪の廃止の理由は県に比べ高くはない。

ひとり親家庭の現状について、平成30年度から令和2年度3月見込みまでの約3年間の児童扶養手当受給者数の推移は、平成30年度が1,008人、令和元年度が978人、令和2年度が931人と減少をしている。傾向としては、近年、人口減少が続いているため、受給者数も減少しているものと捉えている。

コロナ禍における子育て世帯全般とひとり親世帯への支援として、こども支援課では4回の臨時特別給付金を支給しているものであり、1つ目の子育て世帯への臨時特別給付金は、国の給付金として、児童手当受給者、令和2年4月分の対象児童1人につき1万円を、申請不要で児童手当登録口座へ6月30日に支給したものであり、令和3年1月末現在で9,690件、金額は1億6,049万円を支給している。

2つ目の市独自のコロナに負けない！ひとり親子育て応援金の支給は、児童扶養手当受給者、令和2年4月分の対象児童1人につき3万円を、申請不要で児童扶養手当の登録してある口座へ7月10日に支給したものであり、令和3年1月末現在で913件、4,152万円を支給している。

3つ目の国のひとり親世帯の臨時特別給付金は、児童扶養手当受給者（令和2年6月分）や、公的年金給付等受給者、その他新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減り、児童扶養手当対象の水準にな

った世帯へ、基本給付として1世帯5万円、第2子以降は3万円が加算されて支給されたものであり、児童扶養手当受給者へは、申請不要で児童扶養手当登録口座へ8月31日に支給している。また、基本給付の児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者で、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方は、別途申請することにより追加給付を1世帯5万円支給したものであり、令和3年1月末現在で1,811件、1億624万円を支給している。

4つ目のひとり親世帯臨時特別給付金は、基本給付の再給付であり、この給付金は、3つ目の給付金を受給した世帯の基本給付分の同額を、申請不要で12月28日に支給したものであり、令和3年1月末現在で1,007件、6,604万円を支給している。

次に、モデルケースに見るひとり親世帯のコロナ関連給付金の支給状況について、モデルケース1は、平均的なひとり親家庭で18歳以下の子どもが1人いる場合、5月に1人10万円の特別給付金の支給により、親子で20万円の支給となる。その後、6月30日の支給の1万円、7月10日の支給の3万円、8月31日支給の5万円、9月30日の追加給付を受けて5万円、12月28日の再給付の5万円で、合計39万円の特別給付が支給されたことになる。

モデルケース2は、受給者の中で最大に給付を支給された家庭であり、18歳以下の子どもが5人いる場合、5月に1人10万円の特別給付の支給により、親子で60万円の支給になる。その後、6月30日の支給の5万円、7月10日給付の15万円、8月31日支給の17万円、9月30日の追加給付を受けて5万円、12月28日の再支給の17万円で、合計119万円の特別給付金が支給されたことになる。

次に、母子・父子自立支援相談員による相談として、相談の種類と年度ごとの件数を表したものであり、生活一般の相談は、前年に比べて188件から216件の増加に対して、経済的支援・生活援護（金銭面等の相談）は158件から17件減少している。減少している要因として、社会福祉協議会等の貸付け制度を利用するなど、経済的な支援については相談窓口が多様化していることなどが考えられる。また、本年度の9月から12月までの相談件数が減少しており、ひとり親世帯の臨時特別給付金の支給時期から見て、一定の効果があったと考えている。

主な質疑及び意見

○住居確保給付金の支給期間が延長されたが、その状況は。

●住居確保給付金は現在1年分まで延長できるようになっている。

○申請に対応し審査する人員体制は。

●社会福祉協議会の自立相談支援で相談を受け、トータルサポート推進室で審査をする。社会福祉協議会の相談業務が多くなっている状況があり、1名を本年度の途中から増員した。

○学生をはじめとする若い世代や女性といった、福祉的な相談に慣れていない方々にも経済的な支援について相談できるというPRを行われたい、との意見。

○緊急小口資金と総合支援資金の償還状況は。

●緊急小口資金は、緊急かつ一時的な生計維持のために低所得世帯の方を対象として無利子で貸付けるものであり、金額は10万円を限度とし、償還は12ヵ月以内が原則となっている。コロナ禍により、こ

の期限は2年に延長され、限度額は20万円に引き上げられた。総合支援資金も低所得世帯の方が対象であるが、生活に困窮し、必ずしも緊急ではないが日常生活の維持に必要という場合が対象になる。制度が少し異なっており、単身世帯の場合では月15万円以内、2人以上の世帯だと月20万円以内という限度額になっている。償還期間はもともと10年以内で、現在では保証人がいなくても無利子で貸し付けが受けられる制度である。また、貸付けを受けた方が返済をする段階において非課税世帯となっている場合は返済は不要となることが厚生労働省で現在決定している内容である。

○住居確保給付金の受給者に対する相談支援体制は。

●住居確保給付金の受給者には、給付後もその延長の調査や就労支援などを続けている。

○住居確保給付金の受給者のうち、単身世帯の状況は。

●全体の132件中81件が単身世帯である。

○受給者のうち、外国籍の方の数は。

●現在のところでは、132件中15件である。

○住居確保給付金の上限と、給付対象は賃貸に限るのか。

●単身世帯は1ヵ月4万3,000円、2人世帯では5万2,000円、3人から5人の世帯では5万6,000円となり、世帯員の数により上限額が異なる。また、給付対象は賃貸のみとなっている。

○トータルサポート推進室で一番多く相談される内容は。

●離職された方の相談で、次の職がなかなか決まらないということが一番多い。離職されていない方の相談では、先が見えないという心の不安の相談が多くなっている。

○生活保護の弾力的な運用について、配慮がなされている内容は。

●生活保護の最低生活費の基準については、基本的に新型コロナウイルスの感染症に起因した基本的な金額の改定はないが、厚生労働省の援護局等から、「現下の状況における適切な保護の実施について」と題し、稼働能力の活用や自動車の保有、保険等の継続加入などについて、処分の猶予期間が延長され、今後の自立に向けた支援を実施することができるとの事務連絡がきている。

○令和2年度における56件の生活保護相談の内容は。

●非正規雇用で就労時間が減ってしまった方や、廃業した店舗の従業員の生活相談等が全体の8割から9割を占めている。

○住居確保給付金や緊急小口資金について、再支給や再貸付けの見通しは。

●新年度の4月以降に再支給、再貸付けが可能であるが、3月末までに手続を行う必要がある。

○就労支援員の実績状況は。

●就労支援員は2名体制で継続的に支援を実施している。令和2年度（令和3年）の1月、2月は6名の方が仕事に就くことができ、そのうち2名が就労による生活保護の自立となったことから、一定の成果があったと考えられる。

○資格取得を目指す就労支援の取組は。

●所沢ハローワークとの就労支援の自立支援に係る協定を結んでおり、種々の技術取得のためのプログラムがある。こうしたカリキュラムの受講については、生活保護費として生業扶助の対象となる。受給者の個別の特性を見極めながら、自立支援業務を行っている。

○労働時間が削減されたことにより、保育の必要性の認定が受けられなくなるのではという相談はあるか。

●週16時間で月64時間という目安を気にする保護者はいた。

○新年度になっても働き口の見込みがない、就職ができないという保護者の方へのケアは。

●就職に向けて活動するという内容の確約書を書いていただければ、その間も保育は継続できるということを案内している。

○保育料の滞納状況と単価は。

●公立保育所の令和元年度の滞納の件数は70件、単価は1万7,367円であった。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で保育料の還付等があったが、その中で1件当たりの滞納額の単価が、7ヵ月間の算定で、2万8,832円という金額であり、約1.7倍程度単価が上がっている。

○令和2年度のひとり親家庭の相談状況は。

●相談員による相談の件数は生活一般が216件で、そのうち就労相談が113件であった。その次が医療や健康相談の34件、家庭紛争の32件となっている。経済支援141件の内訳については、児童扶養手当の相談が118人であった。

○就労相談から実際に就労に結びついた事例は。

●プログラム策定員として児童扶養手当を受給して就労を希望しているひとり親の方に、ハローワークと連携した就職に向けたサポートを行っている。昨年度では、プログラムを策定した数が12件で、うち10件が就労に結びついた。

○その他の就労支援の状況は。

●ひとり親世帯なので正職員が難しく、短期間や短時間の就職あっせんであり、プログラム策定にまでは辿りつかないと推測される。

○狭山市のヤングケアラーの実態を把握しているか。

●本市における全340件のケースのうち6件がヤングケアラーに該当した。

○ヤングケアラーの実態を的確に把握し、必要な支援が充てられる制度設計を図られたい、との意見。

○ひとり親世帯の給付金について、家計急変の分の支給状況は。

●予算に対しては給付率が90%程度あり、見込んだ内容で給付できたと考えている。追加給付については自己申告なので、申請の周知については、様々なポスターを作ることやチラシを作ることによって周知を多めに行った結果、家計急変者分はかなりの申請があった。

総 括

質疑終了後に各委員に意見を求めたところ、下記の意見が付された。

○生活困窮世帯については、まだまだ生活状況や困窮実態が見えないところが窺えるため、引き続き実態の調査を行われたい。

○市としての独自の施策検討を含め、引き続き有効な施策の構築、国・県への制度の拡充の要望等に取り組まれたい。

○正規雇用につなげる支援の取組みを進められたい。

○夜間相談やオンライン相談など、相談の窓口の拡充を図り、相談しやすさを追求されたい。

○困窮する当事者に制度を漏れなく伝えることができる、きめ細やかな支援体制の構築をされたい。

○相談者一人ひとりの特性をとらえて支援をされている様子がよくわかったので、引き続き変わらぬ姿勢で頑張ってください。

今後はワクチン接種が開始されることとなっており、各家庭の不安は尽きない状況である。今後も必要に応じ、調査・研究を行ってまいりたい。